

長崎市公告第 59 号

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定することとしたので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成 21 年長崎市告示第 156 号。以下「要綱」という。）第 11 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 24 日

長崎市長 鈴木 史朗



1 業務の概要

(1) 業務名

長崎市ふれあい訪問収集事業システム導入業務委託

(2) 業務内容

長崎市ふれあい訪問収集事業システム導入業務委託に係る説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 25 日（水）まで

(4) 履行場所

指定場所

(5) 予算額

10,513,000 円（消費税相当額を含む。）

2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第 2 項に該当しないと認められる者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「コンピュータシステム設計・開発」及び「コンピュータシステム操作・運用」の業種で登録がある者であること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成 16 年長崎市告示第 305 号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 24 年長崎市告示第 829 号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (6) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていないこと。
- (7) 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。

(8) 本事業の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）を結成する場合は、構成員となる全ての者が（１）及び（４）から（７）までの要件を満たすものであること。

ただし、構成員の代表者は、（１）から（７）までの要件を全て満たさなければならない。

(9) (8) の場合において、同一コンソーシアムの構成員については、資本・人的関係（コンソーシアムの一構成員の代表者（契約締結権限を有する受任者（以下「受任者」という。）を含む。）が、同一コンソーシアムの他の構成員の代表者（受任者を含む。）を兼ねている場合を除く。）がある２者以上の者が含まれることを妨げない。

(10) 一事業者が複数のコンソーシアムに参加することはできない。また、コンソーシアムに参加する事業者は単独での参加はできない。

(11) 本案件に参加しようとする者は、次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 令和２年４月１日から令和７年３月３１日までに同種業務の実績が１件以上ある者とする。なお、同種業務の実績とは、他の地方公共団体に対し、家庭ごみの戸別収集又は高齢者等宅への家庭ごみの戸別訪問収集（ふれあい訪問収集）システムの導入実績とする。

イ 本案件に参加しようとする者と結成するコンソーシアムの構成員のうち、本事業の運営事業者に令和２年４月１日から令和７年３月３１日までに同種業務の実績が１件以上ある者とする。なお、同種業務の実績とは、他の地方公共団体に対し、家庭ごみの戸別収集又は高齢者等宅への家庭ごみの戸別訪問収集（ふれあい訪問収集）システムの導入実績とする。

(12) 本業務に配置する業務責任者及び業務担当者は、次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 令和２年４月１日から令和７年３月３１日までに同種業務の実績が１件以上ある者とする。なお、同種業務の実績とは、他の地方公共団体に対し、家庭ごみの戸別収集又は高齢者等宅への家庭ごみの戸別訪問収集（ふれあい訪問収集）システムの導入実績とする。

イ 本案件に参加しようとする者と結成するコンソーシアムの構成員のうち、本事業の運営事業者において、令和２年４月１日から令和７年３月３１日までに同種業務の実績が１件以上ある者とする。なお、同種業務の実績とは、他の地方公共団体に対し、家庭ごみの戸別収集又は高齢者等宅への家庭ごみの戸別訪問収集（ふれあい訪問収集）システムの導入実績とする。

３ 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、長崎市ホームページからダウンロードして取得すること。

ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は事前に３（２）の担当課まで連絡するものとする。

(１) 説明書の交付期間

公告日から令和７年６月２日（月）まで（長崎市の休日を定める条例（平成５年長崎市条例第３５号）第１条第１項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前８時４５分から午後５時００分まで。

(２) 説明書の交付場所

長崎市木鉢町２丁目４０６番地

長崎市環境部中央環境センター（電話：０９５－８６５－５３７１）

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 参加表明書の提出期限

令和7年5月12日(月)午後5時00分必着(提出期限内に3(2)の場所に到達していること。)

(2) 参加表明書の提出場所及び提出方法

本手続に参加しようとする者は、以下に示す書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他宅配の方法(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。)により提出すること。電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

ア 公募型プロポーザル参加表明書(第1号様式)

イ 担当者連絡先(様式ア)

ウ 業務実績調書(様式ウ)

※受託業務の内容が確認できる書類(仕様が記載された書類等の写し)及び履行の確認ができる書類(完了報告書等の写し)を添付。

エ 配置予定者調書(様式エ)

※担当者ごとに作成。

※受託業務の内容が確認できる書類(仕様が記載された書類等の写し)及び履行の確認ができる書類(完了報告書等の写し)を添付。

オ コンソーシアムの結成に係る協定書の写し及び代表構成員への委任状

※コンソーシアムを結成する場合のみ。

5 提案書の提出要請等

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書(第3号様式)により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により通知するものとする。

通知予定日 令和7年5月16日(金)

6 説明書等に対する質問に関する事項

(1) 説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、所定の質問書(様式ケ)を用いるものとし、電子メール又はファクシミリにより受け付ける。電話等による照会には応じない。

質問書(様式ケ)に記載の上、電子メール又はファクシミリにより(3)の質問書送信先に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 説明書等に対する質問の提出期限

令和7年5月16日(金)午後5時必着

(3) 質問書送信先

長崎市環境部中央環境センター

E-mail: kankyo_chuou@city.nagasaki.lg.jp ファクシミリ: 095-865-5301

(4) 質問に対する回答

令和7年5月21日(水)までに質問を取りまとめ、直接電子メール又はファクシミリで回答する。
ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提案書の提出期限

令和7年6月3日(火)午後1時必着(提出期限内に3(2)の提出に到達していること。)

(2) 提案書の提出場所及び提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書及びその他必要となる書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他宅配の方法(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。)により提出すること。電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

8 ヒアリングの実施

(1) ヒアリングの有無 有

(2) ヒアリング予定日: 令和7年6月6日(金)

日時、留意事項等の詳細については、別途、ヒアリング予定表(様式サ)にて通知する。

9 受託者の決定

(1) 提出された提案書及びヒアリングを基に、特定審査委員会は、最も優れた者を受託候補者として特定する。

評価基準

評価項目		提案書類	評価の視点・判断基準	配点
組織評価	履行実績	業務等実績調書(様式ウ)	令和2年4月1日から令和7年3月31日までに完了した業務について評価する。 5点: 同種業務実績が3件以上ある。 3点: 同種業務実績が2件ある。 1点: 同種業務実績が1件ある。	5
	実施体制	組織調書(様式イ) 配置予定者調書(様式エ) 実施体制について(任意様式) 全体スケジュール(任意様式)	業務に応じた担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できるかを総合的に評価する。 5点: 担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できる。 3点: 担当者の配置や構成は明確であるが、迅速・柔軟に対応できるか不明である(不安がある)。 0点: 担当者の配置や構成が明確でなく、迅速・柔軟に対応できない恐れがある。	5
担当者評価	業務従事者同種業務の実績	配置予定者調書(様式エ)	業務責任者及び業務担当者に同種業務実績がどの程度あるか評価する。 5点: 業務責任者及び業務担当者に同種業務実績が4件以上ある。 3点: 業務責任者及び業務担当者に同種業務実績が3件ある。 1点: 業務責任者及び業務担当者に同種業務実績が2件ある。	5
実施方針等評価	業務理解度	業務等の実施方針(様式カ)	本業務に対する理解度や方針の適合性、提案者が有する業務実施上の強み等について評価する。 10点: 本業務に対する理解、業務の実施方針、業務実施上の強み等が優れている。 8点: 本業務に対する理解、業務の実施方針、業務実施上の強み等が十分である。 6点: 本業務に対する理解、業務の実施方針、業務実施上の強み等が標準的である。 4点: 本業務に対する理解、業務の実施方針、業務実施上の強み等が不十分である。 1点: 提示内容に大きな疑義があり不安である。	10
提案内容評価	システムの機能要件	機能要件等対応確認書(別紙1)	提案内容が本仕様に基づいたシステムの機能を備え、目的に沿った的確な提案内容であり、計画的に実現できるか。 15点: 非常に優れている。 12点: 優れている。 9点: 標準的である。 5点: やや劣っている。 1点: 劣っている。	15
	デザイン・操作のしやすさ		操作に不慣れな職員でもわかりやすく、使いやすく、目的を達成できるような工夫がなされているか。 10点: 非常に優れている。 8点: 優れている。 6点: 標準的である。 4点: やや劣っている。 1点: 劣っている。	10
	運用のしやすさ		運用を見据え必要となる支援や、情報更新のしやすさについて提案がなされ、運用しやすいシステムとなっているか。また、提案されたシステム稼働開始後に想定されるランニングコスト(システム保守及びクラウド基盤利用料等運用に要する年額費用の概算)が妥当か。 10点: 非常に優れている。 8点: 優れている。 6点: 標準的である。 4点: やや劣っている。 0点: 劣っている。	10
	ネットワーク環境	企画書(様式キ) (任意様式)	ネットワーク環境が機能的に整理されており、運用しやすいシステムとなっているか。 10点: 非常に優れている。 8点: 優れている。 6点: 標準的である。 4点: やや劣っている。 0点: 劣っている。	10
	セキュリティ対策		セキュリティ対策、バックアップやデータ保全、災害への対策について提案が具体的で妥当か。 10点: 非常に優れている。 8点: 優れている。 6点: 標準的である。 4点: やや劣っている。 0点: 劣っている。	10
	独自性と拡張性		提案事業者のノウハウや知識、経験を活かした創意工夫が見られ、目的に沿った独自性のある提案であるか。 また、将来的に見込まれる拡張性を備えた内容であり、価格を踏まえ妥当な提案であるか。 稼働にあたり長崎市における課題(車が入らない斜面地が多くある等)を想定し、実績に基づく対応策が講じられているか、また、利用者サービスのさらなる向上や、直営及び委託地区におけるふれあい訪問収集もしくはごみステーション収集にもシステムを導入した場合といった、先を見据えた提案がなされているか。 15点: 非常に優れている。 12点: 優れている。 9点: 標準的である。 5点: やや劣っている。 1点: 劣っている。	15
参考見積	業務コストの妥当性	参考見積書(様式オ)	業務コストの妥当性について評価する。 配点×最低見積額÷見積額(小数点切り捨て)	5
合計				100

※合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。合計点が最も高い者が複数いる場合は、「提案内容評価」の合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。さらに、その複数者の「提案内容評価」の合計点が同点となった場合は、参考見積金額が最も低い者を、さらに、その複数者の参考見積金額が同額であった場合は、くじにより受託候補者を特定する。
※「提案内容評価」において、いずれかの項目について委員全員の配点が0点のものがある場合、または委員全員の評価の合計点が満点の2分の1未満の場合は、受託候補者として非特定とする。

委員名は次のとおりとする。

区分	所属等	氏名
委員長	長崎市環境部長	立木 祝成
委員	長崎市情報政策推進部 DX 推進課長	太田 良雄
	長崎市情報政策推進部情報統計課長	菖蒲 浩
	長崎市福祉部高齢者すこやか支援課長	前田 裕子
	長崎市環境部資源循環課長	東 亮
	長崎市環境部中央環境センター所長	竹中 梓
	長崎市中央総合事務所地域福祉課長	島村 優子

(2) 決定及び非決定結果の通知

特定審査委員会（又は審査会）からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和7年6月17日（火）（予定）に通知する。

(3) 決定された受託者と、長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、提案時に参考見積りを徴取している場合にあっては、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴取する。

10 契約書作成の要否 要

11 その他

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。

(3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

(5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。

(6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。

(7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。

ア 提案資格を満たさないこととなった場合

イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合

(8) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。

(9) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

(10) 参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当該参加表明者はその旨を記載した書面を3(2)の場所に届け出なければならない。

12 担当課

〒850-0076 長崎市木鉢町2丁目406番地

長崎市環境部中央環境センター

電話：095-865-5371

FAX：095-865-5301

E-mail：kankyo_chuou@city.nagasaki.lg.jp